

登記事務の停止について

当局管内法務局において、下記区域に係る土地改良事業について、土地改良法第54条第4項の公告がされたので、同法第116条の規定により、下記区域内の不動産の登記については、換地処分の登記が完了するまで登記事務を停止します。

なお、詳細につきましては、該当庁にお問合せください。

【土地改良事業による換地処分】

庁名	地番区域	地番	提出日
高崎支局	安中市松井田町行田	249番2 ~ 564番4の一部	令和4年3月23日
高崎支局	安中市松井田町八城	800番1 ~ 816番3の一部	
高崎支局	安中市松井田町二軒在家	1124番2 ~ 1147番2の一部	
高崎支局	安中市妙義町大牛	229番2 ~ 380番2の一部	
高崎支局	安中市妙義町岳	330番3 ~ 374番2の一部	